



児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書

町田市を甲、警視庁町田警察署を乙、警視庁南大沢警察署を丙とし、甲乙丙間において、次の条項により、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、児童の心身の安全を確保するため、児童虐待の未然防止と早期発見について、関係機関の緊密な連携の下で、効果的な対応を図ることを目的とする。

(関係機関)

第2条 この協定において連携を行う関係機関は、次の機関とする。

- (1) 甲及び町田市子ども家庭支援センター（以下「子ども家庭支援センター」という。）
- (2) 乙
- (3) 丙

(連携の内容)

第3条 関係機関は、児童虐待に関し、必要な情報の共有を行うものとする。

2 関係機関は、児童虐待に係る事案の対策の協議及び会議への参加に関し、相互に協力するものとする。

(情報共有の対象等)

第4条 乙または丙は、児童虐待が疑われる情報を認知し、児童の安全確保に資すると認める場合は、甲に対し、当該児童に係る情報を照会し、甲は必要な情報を提供する。

2 甲は、児童虐待及び居住実態を確認できない児童に係る事案について、児童の安全確保に資すると認める場合は、乙または丙に対し、当該児童に係る情報の提供または相談を行う。

3 甲または乙並びに丙が前2項の情報提供または相談を受けたときは、当該情報を記録し、保存するとともに、その後の対応に活かすため適正に管理する。

4 甲は、乙または丙以外の警察との情報共有については、必要に応じて乙または丙に確認を行ったうえで、本協定に準じて取り扱うものとする。

(情報共有の範囲)

第5条 この協定に係る情報共有の範囲は、第4条の対象等に係る児童の氏名、生年月日、住所、過去の取扱状況及び当該児童の安全を確保するため必要と認める事項とする。

(情報共有の方法)

第6条 この協定に係る情報共有は、書面による照会及び回答等のほか、緊急やむを得ないときは、相手方の確認を厳格に行ったうえで、電話または面接により口頭で速やかに行うものとする。

2 情報共有は、甲の指示により子ども家庭支援センターが行うものとする。

(適正な情報管理)

第7条 提供された情報については、個人情報であり、関係機関は当該情報の秘密保持に努め、適正な管理を行い、不要になった場合には適正に廃棄する。また、本協定の趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

(検討)

第8条 本協定については、必要があると認められるときは、甲乙丙三者間において検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

上記協定締結の証として本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年11月5日

町田市森野2丁目2番22号

甲 町田市

町田市長

石阪 丈一



町田市旭町3丁目1番3号

乙 警視庁町田警察署

署長

岩下 悦男



八王子市南大沢1丁目8番地3

丙 警視庁南大沢警察署

署長

大嶺 忍

